

ID: 113

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	団体利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例施行規則 第10条第1項		
例 規 番 号	平成22年規則第17号		
【根拠条文】 (団体利用の承認) 第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは共用施設の利用の承認をし、申請した団体等に対して児童福祉(厚生)施設利用承認書を交付する。 2 前項の承認は、申請のあった順とし、同時に2以上の団体等から申請があったときは、くじにより申請の順を決定する。 3 市長は、第1項の承認に当たっては、共用施設の利用時間、利用範囲その他利用について条件を付することができる。 4 第1項により共用施設の利用を承認された団体等(以下「承認団体」という。)は、共用施設を利用するときは、館の係員に児童福祉(厚生)施設利用承認書を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第11条の規定による。 (団体利用の不承認) 第11条 市長は、団体利用(承認団体が共用施設を利用することをいう。以下同じ。)が条例第2条に規定する事業の執行に支障があると認めたときは、団体利用を承認しない。この場合において、市長は、児童福祉(厚生)施設利用不承認書を団体等に交付する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日